

品川区立伊藤学園PTA会則

第1章 名称

第1条 本会は、品川区立伊藤学園PTA（以下「本会」という）と称する。

第2章 目的

第2条 本会は学校と保護者が一体となって、児童・生徒の

健全な成長と会員の教養ならびに家庭教育、社会教育の向上を図り、伊藤学園（以下「本学園」という）の教育発展に寄与することを目的とする。

第3章 方針

第3条 本会は次の諸項を方針とする。

- 1 本会は教育を本旨とする民主的団体として活動する。
- 2 本会は非営利的・非宗教的・非政治的である。
- 3 本会は児童・生徒の健全な成長のために活動する他の社会的諸団体及び機関と協力する。
- 4 本会は本学園の管理運営や人事に干渉しない。

第4章 事業

第4条 本会の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1 児童・生徒の社会生活指導に関すること。
- 2 文化教養を高めること。
- 3 保健衛生に関すること。
- 4 福利厚生に関すること。
- 5 会員相互の理解向上、親睦を深めること。
- 6 その他、本会の目的を達成するために必要な事業。

第5章 会員

第5条 本会は本学園に在籍する児童・生徒の保護者及び教職員をもって会員とし、組織する。

- 1 保護者並びに教職員は、入会に不賛同する権利を有する。
- 2 会員は、未入会届を提出することにより、退会の意思を表明することができる。

第6章 会計

第6条 会計年度は毎年4月1日より始まり翌年3月31日に終わる。

第7条 本会の経費は会費及びその他の収入をこれにあてる。

第8条 会費の変更は総会において決定する。

第9条 本会の資産は第2条の目的に使用する。

第7章 総会

第10条 本会の総会は通常総会と臨時総会の2種とする。

- 1 通常総会
 - ア．年度始めと年度末の2回開く。
 - イ．年度始めの総会
 - ウ．新年度役員の紹介
 - エ．決算の承認、予算及び年度計画の審議と承認
 - オ．年度末の総会
- 2 臨時総会
 - ア．会長が必要と判断した場合、又は、会員の4分の1以上の要求があった場合開く。
 - イ．運営委員会（第10章第18条参照）が必要と認めた場合開く。

第8章 役員及び監査

第11条 総会の決議は、出席者の多数決とし可否同数のときは議長が決する。

- 1 総会の成立
 - 総会の成立は出席者及び委任状と合わせて会員の過半数とする。
- 2 総会の決議
 - 総会の決議は、出席者の多数決とし可否同数のときは議長が決する。

第12条 役員及び監査

第12条 本会に次の役員及び監査を置く。

- 1 会長 1名
 - 2 副会長 3名以上（内副校長1名）
 - 3 書記 1名以上（内教職員1名）
 - 4 会計 1名以上
 - 5 監査 1名以上（内教職員1名）
- 役員会は必要に応じて随時開く。
- 本会に会長代行を置くことができる。会長代行は副会長より互選し、会長を代理する。

第13条 役員は次の通りとする。

- 1 会長は会を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。
- 3 書記は総会及び運営委員会・その他の諸会議を記録し、庶務事項を処理する。
- 4 会計は本会の金銭の出納事務を処理し、監査を経て総会において決算の報告をする。

第14条 監査の任務は次の通りとする。

第15条 第12条及び第19条の役員・部員の選出方法は次の通りとする。

- 1 役員・部員は会員の中より選出する。
- 2 役員、監査の選任は、学年部による公募を経て、役員選考委員会によって行われ、年度末総会で決定する。また役員の任期は1年とし、再任を妨げない。補欠者は前任者の残任期間とする。

第9章 役員選考委員会

第16条 役員・監査の選任のため、役員選考委員会を設置する。構成は以下の通りとする。

- 1 役員から2名（第8章第12条2項以下の教職員を含めない）
 - 2 学年部各学年から1名ずつ（9年は除く）
 - 3 教職員から2名
- 第17条 役員選考委員会は年度内に開かれ、役員候補者の同意を得て年度末総会までに発表し、役員の選任終了後解散する。
- 1 互選によって委員長を選出する。
 - 2 本委員会は3分の2以上の出席者によって会議が成立する。代人を認めない。

第10章 運営委員会

第18条

- 1 運営委員会は校長、副校長、役員、各部の部長をもって構成する。原則として本会会長が招集する。
- 2 本委員会は、総会に次ぐ議決機関であり、本会の運営に関する事項を審議・決議し、その具体的な執行にあたる。

第11章 部会

第19条 本会の事業を遂行するため、次の部会を置く。

各部会が必要に応じて部長が招集し、部会の年間事業計画の作成・執行にあたる。

- 1 学 年 部 会員・児童・生徒の理解向上、親睦に関する事項
- 2 イベント事業部 会員の研修ならびに児童・生徒の厚生に関する事項
- 3 広報部 本会の広報に関する事項
- 4 E c o . 部 本学園のリユース、リサイクル及びベルマークに関する事項

第12章 顧問

第20条 本会に顧問を置く。顧問は歴代の会長・校長より会長が委託する。

第21条 顧問は会長の諮問に応じ意見を述べることができる。

第13章 その他

第22条 本会会長は運営委員会の協議を経て、本会則の施行に関し必要な細則を定めることができる。

- 1 細則で定める内容は次のとおりである。
 - ・ P T A 会費
 - ・ 各部の定数
 - ・ 部員選出方法

附 則

本会則は、平成19年4月1日より施行する。
本会則は、平成20年4月1日より施行する。
本会則は、平成21年4月1日より施行する。
本会則は、平成27年4月1日より施行する。
本会則は、平成28年4月1日より施行する。
本会則は、平成29年4月16日より施行する。
本会則は、令和7年4月1日より施行する。
本会則は、令和8年4月1日より施行する。

（細 則）

I 第6章第7条の会費は、1家庭につき年額1千800円とする。

1 会費の収納及び督促、またそれに付随する事項に関しては、本会と本学園との間に締結した契約書に基づき、本学園に委任する。

II 第11章第19条の各部の定数は次の通りとする。

- 1 部 長 1名
 - 2 部 員 1〜9年 学年毎複数名
- III 第11章第19条の部員の選出等は次の方法による。
- 1 部長は各部で互選する。
 - 2 各部は本会より選出する。
 - 3 教職員は各部に所属する。

本細則は平成19年4月1日より施行する。
本細則は平成20年4月1日より施行する。
本細則は平成27年4月1日より施行する。
本細則は平成28年4月1日より施行する。
本細則は平成29年4月16日より施行する。
本細則は平成30年4月1日より施行する。
本細則は令和7年4月1日より施行する。

品川区立伊藤学園PTA特別基金使用規定

（リユースおよびリサイクル積立金）

本規定は、品川区立伊藤学園（以下「本学園」という）のPTA会員の善意と奉仕により集められた、PTAの一般会計に属さない金銭の使用基準について定めたものである。

- 1 管理・保管
 - ・ 本基金は、PTA一般会計とは別とし、他に預金口座を設ける。PTA会計が管理・保管し、出納を司る。
- 2 使用目的
 - ・ 本基金は、本学園の児童・生徒の活動が円滑に運営されるための経費の補助とする。必要に応じ、周年行事の基金の一助に充てる。

平成20年4月1日改定
平成27年4月1日改定
平成29年4月16日改定

品川区立伊藤学園PTA個人情報取扱規定

（目的）

第1条 本規定は、品川区立伊藤学園PTA（以下「本会」という。）が取得または保有する個人情報（保護者、児童、生徒、教職員およびその他本会に関わる一切の者（以下「対象者」という。）の個人情報を含む。以下同じ。）の適正な取扱いを定めることにより、本会の活動の円滑な運営を図るとともに、当該個人情報に関する対象者の権利および利益を保護することを目的とする。

（指針）

第2条 本会は、適用ある個人情報保護に関する法令および規則（以下「個人情報保護法」という。）を遵守し、当該個人情報保護法および本規定に従い個人情報（個人情報保護法第2条に定義される個人情報という。）の運用管理を行う。なお、本会の活動において個人情報保護法第2条第3項に規定する要配慮個人情報は取り扱わないものとする。

（管理者）

第3条 第1条に定める個人情報（以下「個人情報」という。）の管理者（以下「管理者」という。）は、本会会長とする。ただし、本会会長は、取り扱う個人情報および業務内容に応じ適切な役員（本会会則第12条に定める役員をいう。以下同じ。）を当該個人情報の管理者として定めることができる。

2 前項に定める管理者は、個人情報の取り扱いにあたっては、本会の活動を遂行するために必要な範囲に限られるよう配慮するものとする。

（秘密保持義務）

第4条 管理者は、個人情報をみだりに知らせ、または不当な目的に使用してはならない。本会の役員を退いた後も同様とする。

（利用目的の特定）

第5条 本会は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的（以下「利用目的」という。）をできる限り特定する。

(利用目的による制限)

第6条 本会は、あらかじめ対象者の同意を得ないで、前条に定める利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

(不適正な取得)

第7条 本会は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

(不適正な利用の禁止)

第8条 本会は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。

(利用目的の通知等)

第9条 本会では個人情報データを次の各号に定める目的のために利用する。

(1) 本会の活動に関する業務連絡

(2) 会則第15条第1項に定める部員の募集および決定

(3) 品川区立伊藤学園(以下「学校」という。)が実施する学校行事または本会が主催する行事に関わるサポーター活動の募集および決定。

(4) 会則第5条第2条に定める未入会届の管理

(5) 会則第19条第3項に定める広報部が作成する広報誌の作成、掲載および配布

(5) 対象者からの問い合わせの対応

(6) 会則第15条に定める役員および監査の選出

(7) その他本会の業務を遂行するために必要と管理者が決定した事項

(8) 会則第7条に定める会費の手続き

2 本会が、前項以外の目的で対象者から個人情報を取得した場合、速やかに、その利用目的を当該対象者に通知または公表する。

3 本会が、対象者より直接書面により個人情報を取得する場合、あらかじめ、当該対象者に利用目的を明示する。

(開示)

第10条 対象者は、個人情報の開示を請求することができる。

2 本会は、当該開示を求められた場合は、本人(代理人を含む) 確認および利用目的の確認を実施したうえで、ただし、次の各号のいずれかに該当する場合、本会はその全部または一部を開示しないことができる。

(1) 対象者又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

(2) 本会の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合

(3) 法令に違反することとなる場合

3 本会は、第1項に定める請求に係る個人情報の全部もしくは一部を開示しない旨の決定をしたとき、または当該個人情報が存在しないときは対象者に遅滞なく通知するものとする。

(訂正等)

第11条 対象者は、本会の保有する個人情報の内容が事実でないことを理由に当該個人情報の全部または一部について本会に対して訂正、追加または削除(以下「訂正等」という。)を求めることができる。

2 本会は、訂正等を求められた場合、必要な調査を行い、その結果に基づき、本人(代理人を含む) 確認を実施したうえで、遅滞なくこれに応じることとする。

3 本会は、前項の訂正等を行ったとき、または訂正等を行わない旨の決定をしたときは本人に遅滞なく通知するものとする。

(利用の停止等)

第12条 対象者は、本会の保有する個人情報について、本規定に違反して取り扱われていることを理由に当該個人情報の利用の停止、第三者提供の停止、または消去(以下「利用の停止等」という。)を請求することができる。

2 本会は、前項の定めによる請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、本人(代理人を含む) 確認を実施したうえで、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、これに応じることとする。ただし、個人情報の利用の停止等に多額の費用を要する場合または利用停止等を行うことが困難な場合であって、対象者の権利および利益を保護するために必要な措置をとる場合は、この限りでない。

3 本会は、前項に定める措置を行ったとき、または行わない旨の決定をしたときは対象者に遅滞なく通知するものとする。

(正確性の確保)

第13条 個人情報は、管理者が保管するものとし、適正に管理する。

2 ある年度において取得した個人情報は、当該年度の末日または当該個人情報が不要となった日のいずれか早い日に廃棄を行うものとする。ただし、本会の活動に関する引継ぎまたはその他の理由により翌年度において利用することが必要な個人情報は、管理者の承諾を得て翌年度において必要な限度において引き続き利用することができる。

3 前項に定める利用により個人情報が不要となった場合、管理者によって廃棄を行うものとする。

(安全管理措置)

第14条 管理者は、個人情報の漏えい、滅失または毀損を防止するため必要な措置を講じるものとする。

(外部への持出等の制限)

第15条 個人情報が記録されている媒体の役員以外の者への送信もしくは送付または記録媒体の持ち出しを行わないものとする。ただし、管理者が必要と判断した場合には、適切な対応をしたうえでこれを行うことができる。

(第三者提供の制限)

第16条 本会は、個人情報保護法に定める場合を除き、個人情報を対象者以外に提供することを禁止する。

(漏えい等の対応)

第17条 管理者は、個人情報を漏えい、紛失または毀損したおそれがあること(以下「漏えい等」という。)を把握した場合、直ちに本会会長に報告するものとする。

2 本会会長は、その取り扱う個人情報の漏えい等により当該個人情報に関する対象者の権利および利益を害するおそれが生じたときは、当該事態が生じた旨を学校に報告し、対象者に通知するものとする。

附則

本規定は、令和7年5月1日より施行する。